

第 216 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 4 年 12 月 22 日(木) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 00 分

2. 場 所 仁多庁舎 大会議室

3. 出席委員 (30名)

1番	高橋 政伸	2番	中林 孝	3番	立石 覚	5番	大坂 茂
6番	足立 信子	7番	古田川 光彦	9番	藤原 康正	10番	石原 隆幸
11番	石原 敬士	13番	磯田 光徳	14番	藤原 功	15番	宇田川 光好
16番	安部 備造	17番	勝部 定次	18番	金倉 弘美	19番	和久利 勝
20番	八澤 幹夫	21番	若槻 進	22番	藤原 克巳	25番	石原 宏二
28番	藤原 修	29番	藤原 功	32番	福本 成美	33番	安部 治美
35番	松原 康夫	37番	若槻 保	38番	堀尾 敏久	39番	永濱 孝之
41番	足立 康夫	42番	松島 昭夫				

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長補佐 福田 貴美子

5. 欠席委員 (13名)

4番 若槻委員 8番 内田委員 12番 松原委員 23番 和久利委員 24番 高橋委員
26番 賀元委員 27番 若月委員 30番 小池委員 31番 山田委員 34番 卜藏委員
36番 岩田委員 40番 石原 博 43番 原田委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報告第1号 農地の合意解約に関する届出について

議案第1号 非農地証明交付申請の承認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農地利用集積計画の承認について (所有権の移転)

議案第6号 農地利用集積計画の承認について (利用権設定・一括方式)

議案第7号 農地利用集積計画の承認について (利用権設定)

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第216回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は4番若槻委員、8番内田委員、12番松原委員です。出席者は18名中15名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、10番 石原委員、11番 石原委員をお願いいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。報告第1号からその他まで順次行います。それでは議事に入ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和4年12月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,467㎡他で計9,165㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日、令和4年11月30日。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和4年11月30日。解約の理由、双方の合意による。 番号2、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積800㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日、令和4年11月29日。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和4年11月29日。解約の理由、双方の合意による。 番号3、農地の所在 □□□□番、外8筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,585㎡他で11,923㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日、令和4年11月29日。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和4年11月29日。解約の理由、双方の合意による。 番号4、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,882㎡他で5,609㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日、令和4年11月29日。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和4年11月29日。解約の理由、双方の合意による。以上です。
議長	事務局説明が終わりました。報告事項ですので質疑等はいりません。 次に議案第1号、非農地証明交付申請の承認について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。令和4年12月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/田または畑、現況/山林。面積1,640㎡他で1,756㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。非農地の事由、立地条件が悪く、高齢化により耕作できなくなったため。現地調査につきましては、12月18日に■■■■地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。資料1に地図を載せておりますので、ご覧ください。

事務局	番号2、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/田、現況/山林。面積125㎡他で138㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。非農地の事由、不在のため。現地調査につきましては、11月17日に■■■■地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。資料2に地図を載せておりますので、ご覧ください。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。議案第1番号1について22番藤原委員、補足説明をお願いします。
22番	22番藤原です。この非農地の申請につきまして、場所は□□□□という所ですが、今月8日に農業委員さんと私ども推進員二人と合計3名で現地を確認しました。かなり山林化しておりましたのでよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 次に番号2の補足説明を29番藤原委員をお願いします。
29番	番号2を29番藤原が補足説明させていただきます。現地につきましては資料2で示しておりますが□□□□地区■■■■自治会の■■■■公会堂か□□□□くらい進んだ所です。現状では田といってもほとんど田圃の形を有しておらず山林化した状態で、とても農地として利用するのは難しいものと確認しました。また、不在と明記してありますが、ご本人さんは▲▲▲▲の方に住居なされておまして、とても管理は出来ないということであります。以上簡単ですが補足説明とさせていただきます。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号2について承認することに決しました。 次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和4年12月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。

事務局	番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は229㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は、370. 8アールです。対価は、総額50, 000円です。資料3に地図を載せていますので、ご覧ください。 番号2、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は1, 252㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は、12. 5アールです。先月の総会で別段面積の承認をいただいた、空き家付き農地です。告示日は令和4年11月22日です。資料4に地図をのせていますので、参考にご覧ください。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。議案第2番号1について24番高橋委員、補足説明をお願いします。
10番	高橋委員がお休みですので私が代わって説明いたします。
議長	それでは10番石原委員、補足説明をお願いします。
10番	番号1について10番石原が補足説明をさせていただきます。所在地ですが、資料3にありますように□□□□にある農地になります。譲受人の△△△△さんのご自宅が真横にございます。○○○さんですが、住所は▲▲▲▲になっておられますが、元々は□□□□の出身で先代は畑をしっかりと管理されていたそうですが、管理がちょっと行き届いていなくて△△△△さんが声をかけさせていただいたところ今回の3条の有償移転という形になったそうです。△△△△さんはしっかりと頑張ってお米を作られたり熱心にされているので問題無いと思います。よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2の補足説明を38番堀尾委員をお願いします。
38番	番号2について38番□□□□の堀尾が補足説明をさせていただきます。先ほど事務局の方から説明がありましたが場所は■ ■ ■ ■にある農地です。先月の総会の議案で空き家付き農地として可決された所です。△△△△さんという方には会ったことはありませんが、仲介の不動産業者の担当者から、移住し農作業、農業もしてみたいということを聞いております。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号2について承認することに決しました。 次に議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年12月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/田、現況/墓地。面積10㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■●●■。転用目的は墓地。施設等、墓地。転用理由は、現在の墓地は離れた場所にあり管理が困難なので申請地に新設したい。追認です。顛末書を読みます。除地については、県の同意を得て、平成15年8月に公告されています。資料5に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 以上につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。補足説明は若月委員を予定しておりましたが欠席のため私が代わってさせていただきます。 この案件は○○○○さんの案件ですが、先ほど顛末書がありましたように平成16年に墓を移転したということでその後処理がなされておらず今回初めて分かったということです。何ら問題は無いと思いますのでよろしくお願いいたします。 それでは質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次に議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号。農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年12月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/畑、現況/宅地。面積127㎡他で261㎡。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■●●■。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。職業、■●●■。転用目的は露天駐車場。施設

事務局	等、カーポート及び露天駐車場。申請理由 申請地に自家用露天駐車場及びカーポート1基の敷地にしたい。対価、総額30万円。追認です。顛末書を読みます。除地については、県の同意を得て、令和4年9月28日に公告されています。資料6に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 これらの土地については、市街地の区域内又は市街化の傾向が著しい区域内の農地であることから第3種農地と判断しました。 許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。議案第4番号1について21番若槻委員、補足説明をお願いします。
21番	21番若槻が1番について補足説明いたします。場所は資料6にあります、□□□□自治会になります。説明にありましたが〇〇〇〇さんは隣になりますけれども、隣の畑を△△△△さんが購入されてカーポート並びに露天駐車場にしたいという案件です。顛末書が出ております。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について承認することに決しました。 次に議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和4年12月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外9筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,222㎡他で9,574㎡。内容は所有権移転です。所有権を移転する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。所有権の移転を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。売買価格につきましては、1,050,000円です。移転の時期は令和4年12月22日。支払方法 口座振込、支払期限 令和5年1月31日。この案件につきましては、農地中間管理機構が行う特例事業として実施する所有権移転です。農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しており、要件を満たしているものと考えます。なお、県の農地中間管理機構であります「公益財団法人しまね農業振興公社」の同意も得ております。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。

15番	はい(挙手)
議長	宇田川委員どうぞ。
15番	開発公社が特例で買ったということですが、もう少し内容が分かれば教えていただけますか。売り方とか何か。
事務局	農地中間管理事業の特例事業で今回は農地の売買ということで事業の内容につきましてですが、農家の経営規模の拡大や農地の集団化といった農地保有の合理化を促進するために営利を目的としない法人、中間管理機構の方が離農農家や規模縮小農家等から農地を買い入れ、中間管理に保有した後、担い手農家の方へ売り渡しをしたり一時貸し付けをするというような事業となっております。
15番	いわゆる売り先が決まっているということですね。
事務局	はい。そういうことになります。
議長	宇田川委員さん、よろしいですか。
15番	はい。
議長	ほかにございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号1について承認することに決しました。
事務局	次に議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(一括方式)を上程いたします。事務局説明をお願いします。 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和4年12月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 農地中間管理機構公益財団法人しまね農業振興公社を介して行う(一括方式)農地利用集積について利用権の設定を受ける者ごとにご説明します。 番号1から20まで、利用権の設定をうける者が、△△△△ですので、省略します。 番号1、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3, 216㎡他で計11, 325㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は11年、賃貸借です。

事務局	以下、利用目的、期間、賃貸借は、同じですので省略します。 番号2、農地の所在 □□□□番、外8筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,465㎡他で計9,533㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 番号3、農地の所在 □□□□番、外6筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑。面積1,044㎡他で計11,391㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 番号4、農地の所在 □□□□番、外10筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積4,636㎡他で計17,295㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 番号5、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目、登記簿/現況ともに田。面積598㎡他で計2,516㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 番号6、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目、登記簿/現況ともに田。面積2,932㎡他で計5,725㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 番号7、農地の所在 □□□□番、外7筆。地目、登記簿/現況ともに田。面積654㎡他で計7,779㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 番号8、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目、登記簿/現況ともに田。面積1,975㎡他で計9,474㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 番号9、農地の所在 □□□□番、外7筆。地目、登記簿/現況ともに田。面積1,045㎡他で計9,318㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 番号10、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目、登記簿/現況ともに田。面積1,601㎡他で計4,049㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 番号11、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目、登記簿/現況ともに田。面積1,391㎡他で計8,465㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 番号12、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目、登記簿/現況ともに田。面積854㎡他で計7,591㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 番号13、農地の所在 □□□□番、1筆。地目、登記簿/現況ともに田。面積1,961㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 番号14、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目、登記簿/現況ともに田。面積614㎡他で計4,821㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 番号15、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目、登記簿/現況ともに田。面積1,255㎡他で計6,022㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 番号16、農地の所在 □□□□番、1筆。地目、登記簿/現況ともに田。面積5,025㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 番号17、農地の所在 □□□□番、1筆。地目、登記簿/現況ともに田。面積1,510㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 番号18、農地の所在 □□□□番、外6筆。地目、登記簿/現況ともに田。面積2,114㎡他で計10,312㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。
-----	---

事務局	番号19、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目、登記簿/現況ともに田。面積122㎡他で計5,006㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 番号20、農地の所在 □□□□番、外8筆。地目、登記簿/現況ともに田。面積3,211㎡他で計11,463㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1から受け手が△△△△になっておりますので一括補足説明をお願いします。33番安部委員をお願いします。
6番	代わって説明します。
議長	6番足立委員お願いいたします。
6番	1番から20番について補足説明させていただきます足立です。現場は□□□□自治会になります。■ ■ ■ ■から一望できる圃場がほとんどでして、これまでも△△△△さんがしっかりと耕作管理されております。何ら問題は無いと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入りますが20番まで案件がありますので時間を置きます。ご審議頂きたいと思います。
3番	受け手の△△△△さんの経営面積が番号ごとにいろいろ変わってるんですが、これはなにか理由がありますか。
議長	事務局、お願いします。
事務局	今回の契約が旧円滑化事業の終期に伴いまして契約方式が一括方式に変わるということで、皆さん方がそれぞれ内容を新規ということにさせていただいております。おそらく△△△△さんの現在の経営面積にそれぞれお一人ずつ足していったような形で、総合計という形にはなっていないかと思います。これはシステムの問題でございまして、確認はしておりませんがそういったことかと思えます。
議長	立石委員さん、よろしいですか。
3番	はい。
議長	ほかにございませんか。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声)

議長	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号1から20までを承認することに決しました。 次に議案第7号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農地利用集積計画の決定について意見を求める。令和4年12月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1、594㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1、508㎡他で7、561㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積ごらんのとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号3、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2、507㎡他で計7、047㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権設定を受けるものの氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号4、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2、005㎡他で5、177㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○ほか1名、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、471.6アールです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。 番号5、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積800㎡他で7、171㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について21番若槻委員。
21番	21番若槻が1番について補足説明をいたします。場所は□□□□自治会になります。■ ■ ■ ■の田圃でございまして、△△△△さんと○○○○さんの田圃が隣接しており、これまでも△△△△さんがずっと作っていらっしやいまして再設定でございます。なお、機械はありませんので営農組合の機械を利用するということでございます。よろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。

議長	(はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第7号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2について補足説明を24番高橋委員お願いします。
10番	高橋委員がお休みですので私がいたします。番号2について10番石原が補足説明させていただきます。こちらの所在地、上の2枚の方ですが△△△△さんのご自宅から西へ100メートルくらい行った近くにある圃場になります。また、下の2枚については北西へ1キロくらい行ったちょっと山間の谷の中でもちょっと開けた所にある大きい田圃になります。△△△△さんは先ほども言いましたように真面目に農業をしっかりされていて問題無いと思いますし、また再設定でもありますので何ら問題無いと思います。よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第7号番号2について承認することに決しました。 続いて番号3、番号4について3番立石委員さん補足説明をお願いします。
3番	議案第7号番号3から番号4につきては3番立石が補足説明をさせていただきます。 番号3について、この農地は□□□□地区の■■■■自治会にある農地で、場所的には□□□□である水田です。以前から△△△△さんが○○○○さんの水田を耕作されており、きれいに管理がされておりますので問題無いかと思います。 番号4について、○○○○さんは□□□□自治会、△△△△さんは■■■■自治会ですが、この農地は■■■■自治会に近いところにありまして△△△△さんが管理をされている農地の近くということで、今回新規で○○○○さんが△△△△さんに耕作を依頼するという形で提出をされたものです。△△△△さんにつきては牛も飼っておられ多くの■■■■自治会内の耕作もしていただいております。管理的にも問題無いかと思います。両方合わせて審議の方よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第7号番号3について承認することに決しました。 次に番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。

議長	(はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第7号番号4について承認することに決しました。 続いて番号5について補足説明を2番中林委員お願いします。
2番	それでは番号5について2番中林が補足説明をさせていただきます。〇〇〇〇さん、△△△△さんとも■■■■自治会の方です。□□□□に△△△△さん、〇〇〇〇さんの自宅があります。田圃は〇〇〇〇さんの自宅から県道沿いにあります。△△△△さんは非常に熱心に耕作、草刈り等管理されておりまして別に問題無いと思いますのでよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第7号番号5について承認することに決しました。 続いてその他、事務局何かございますか。
事務局	連絡事項ということでお話しさせていただきます。 1 点目、配布物について、機構だよりをお配りしておりますのでご覧ください。 2 点目、農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんの公募を来年1月5日から31日の間で募集をしたいと思っております。先月11月7日、自治会町会連合会の方と11月29日の議会議員会にて今回の公募について説明をさせていただいたところです。町内の皆さんにつきましては、12月の広報に合わせまして回覧文書で公募について周知をしたいと考えております。またホームページの方にも要旨要綱等を掲載する予定としておりまして、近日中にはホームページに揚げさせていただきますと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。
議長	先ほど事務局からも来年の改選についてのお話でしたが、先般、農業会議の会長と事務局の和久利さん等3名で来られまして、女性の推進委員、農業委員の確保を大体3名以上お願いしたいということで要請があり、一緒に町長さんへ要請文書をお渡ししたところです。出来れば女性の方もたくさん出ていただきますようお願い申し上げます。 では来月の総会開催予定を事務局お願いします。
事務局	来月は1月24日(火)を予定しております。よろしくお願いいたします。
議長	以上で本日の総会を終わります。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 ⑩

議事録署名委員 10番 ⑩

議事録署名委員 11番 ⑩